

お知らせアラカルト◀◀

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用（記載なしは無料）・対対象・定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み（記載なしは不要）・問問合せ

市教育長 西島玉枝さんが再任

昭和44年から教職に就き、三島市立佐野小学校校長、同沢地小学校校長、同中郷小学校校長などを歴任し、教育委員会委員に就任。同委員長を務めた。さらに平成24年1月からは教育長として、教育現場での豊富な経験と深い識見を生かし、市の教育に尽くされており、その功績はまことに大きいことから4月1日付けで三島市教育長に再任となりました。



▲教育長に再任された西島玉枝さん

問教育総務課 ☎983・2667

5月12日(土)は民生委員・児童委員の日

生活上の心配ごと、医療や介護、子育ての不安などは地域の民生委員・児童委員に相談してください。内容によっては必要な支援への「パイプ役」になります。担当の民生委員がわからない場合は、お問い合わせください。問福祉総務課 ☎983・2610

水道週間6月1日(金)～7日(木)

スロージャン 「水道水 安全 おいしい 金メダル」 水道水は、飲み水、炊事、洗濯など生活に欠かせない重要な役割を担っています。普段何気なく使用している水道水について、この機会に改めて考えてみましょう。

問水道課 ☎983・2657



善意ありがとうございます

福祉向上のために

- 芙蓉台福祉部 6555円
- 豆州えびね会 1万1000円
- 小金沢健一さん 2000円
- 受診率向上のために 雄大(株) 特定健診・がん検診用封筒6万通
- 高齢者福祉の充実を図るために 三島まちづくりプロジェクトグループ 10万円

Library 図書館からのお知らせ

☎図書館 (大宮町1・8・38) ☎983・0880、FAX 983・0876
☎中郷分館 (梅名353・1) ☎982・5102、FAX 982・5103
①図書館ホームページ <https://tosyokan.city.mishima.shizuoka.jp/>

5月の休館日

■本館・中郷分館
1日(火)、7日(月)、14日(月)、21日(月)、28日(月)、31日(木)

5月のおはなし会

■本館
時▼2～3歳…2日(水)、9日(水)、16日(水)、23日(水)、30日(水)午前10時30分～10時50分▼4歳以上…20日(日)午前10時30分～11時
■中郷分館
時▼3～5歳程度…2日(水)、9日(水)、16日(水)、23日(水)、30日(水)午後4時～4時30分
場おはなしコーナー

催し

図書館利用者講座

時5月18日(金)午後1時30分～3時
場生涯学習センター5階
外国語パソコン教室

内図書館の仕事体験しながら、図書館を上手に活用する方法や検索のコツを学ぶ講座
※書庫見学やブックカバーかけ体験あり
定18人※応募多数時抽選
持貸出カード、ブックカバーをかけた本

申5月16日(水)までに図書館本館QR
問図書館 ☎983・0880

読み聞かせボランティアのための講座

時5月25日(金)午前10時～11時30分
場生涯学習センター3階講義室
内団体への読み聞かせの基本や絵本の選び方について学ぶ講座
講でんとうむし文庫…段千恵子さん

対幼稚園・学校・施設などで読み聞かせをしている人、今後読み聞かせをしたい人
定150人※応募多数時抽選、抽選に漏れた人のみ連絡

申5月18日(金)までに図書館本館QR
問図書館 ☎983・0880



QRと記載の記事は、このQRコードからも申込みできます。

詳しくは、市ホームページ (<http://www.city.mishima.shizuoka.jp/shinsei.html>)

情報

**第1号被保険者(65歳以上の人)が対象です
平成30年度から、介護保険料が変わります**

65歳以上の人介護保険料は、介護保険サービスに係る費用などに応じて市町ごとに決まり、その額は3年ごとに見直されます。平成30～32年度の介護保険料は、従来の方式を基本としつつ、第1号被保険者の負担割合の見直しや介護給付費の増加により、下記のとおり改定しました。

☎介護保険課 ☎ 983・2607

所得段階	対象の人	平成27～29年度 (改定前年額)	平成30～32年度 (改定後年額)
第1	①生活保護を受けている ②世帯全員が住民税非課税で、 (1)老齢福祉年金を受けている (2)前年の合計所得金額(公的年金などに係る雑所得を除く)+課税年金収入額が80万円以下	22,900円	24,700円
第2	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額(公的年金などに係る雑所得を除く)+課税年金収入額が80万円より多く120万円以下	35,700円	38,500円
第3	世帯全員が住民税非課税で、第1段階および第2段階以外	38,300円	41,200円
第4	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額(公的年金などに係る雑所得を除く)+課税年金収入額が80万円以下	45,900円	49,500円
第5	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、第4段階以外の人	51,100円	55,000円
第6	本人が住民税課税対象	前年の合計所得金額が125万円未満の人	56,200円
第7		前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	63,800円
第8		前年の合計所得金額が190万円以上200万円未満の人	66,400円
第9		前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	79,200円
第10		前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の人	89,400円
第11		前年の合計所得金額が500万円以上の人	104,700円

■介護保険料の減免について

災害や経済的理由などにより生計維持が困難な人は減免の対象になります。失業などにより、世帯の生計を主として維持する人の収入が著しく減少した場合や、住民税非課税世帯で、生活保護基準額程度の収入・預貯金が100万円未満であるなど一定の要件を満たす必要があります。納付困難な人はご相談ください。

■介護保険の事業者および利用者の皆さんへ

平成30年4月1日から介護報酬やその単価などが改定されますのでご注意ください。なお、利用者の改定後の金額などについては、各事業所へご確認ください。

■介護保険料の決定方法

市で平成30年から32年に必要な介護保険サービスに係る費用と第1号被保険者(65歳以上の人)の人数などから月額基準額を算出しています。三島市は4,588円と算出され、これに12か月分を掛けた55,000円(100円未満切り捨て)を第5段階の年額に設定しています。県内市町の月額基準額の平均は5,406円で、三島市の介護保険料額は県平均を大きく下回っています。

■算出方法

$$\text{基準額(月額)} = \frac{\text{市で介護保険給付に係る費用}}{\text{65歳以上の負担分(23\%)}} \div \frac{\text{市内65歳以上の人数}}{12}$$